

被保険者各位

伊藤ハム米久健康保険組合

2026 年度被扶養者調査（検認）の実施について

平素は、健保事業運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

表題の件、健康保険法施行規則第50条に則り、被扶養者調査を実施いたします。調査概要について、下記のとおり記載しておりますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 調査概要

① 調査の主旨

健康保険料の公正な運用を目的として被扶養者の認定基準に基づき認定状況の再確認を行うもので、保険給付等の適正化を図る目的で実施するものです。

行政からの指導により毎年実施いたします

② 対象者

18 歳以上の被扶養者全員（2026 年 4 月 1 日現在）に対し、マイナンバー制度を利用した一括調査（情報照会）を行い、扶養要件を満たしているかどうかを確認します。その結果より詳細確認（個別調査）が必要となった方及び扶養要件を満たしていない方が対象者です（2026 年 1 月 1 日以降新たに扶養認定された方は対象外）。

◆個別調査対象者及び扶養削除対象者

（ア）詳細確認が必要な方（マイナンバーによる情報照会が「不明」等の表示になっている方、自営等給与・公的年金以外の収入がある方、送金等）

（イ）他健保に加入している方

＊他健保の資格取得日に扶養削除

（ウ）2024 年度、2025 年度の 2 年連続して収入が扶養要件を満たしていない方

＊一時的な収入変動が認められるのは 2 年間が上限のため、2026 年 1 月 1 日付で扶養削除。扶養に入れる場合は新たに扶養再認定の手続きが必要です。

（エ）2025 年度のみ収入が扶養要件を満たしていない方

＊2025 年度は一時的収入変動とみなし、2026 年度の「給与等支払実績証明書」に基づき 1 月以降の扶養審査を行います。（2026 年度が収入要件を満たさず、事業主証明の 2026 年度の「一時的収入変動に係る証明書」がない場合は 2026 年 1 月 1 日付で扶養削除となります）

※マイナンバー制度を利用した一括調査とは

健保組合は「番号法」に基づき「個人番号利用事務実施者」として他機関（市区町村・日本年金機構等）との間で情報照会を実施できます。健保組合は、他の行政機関等から加入者の住民基本台帳・所得・年金・雇用保険・他健保加入等の情報を得ることが出来、それらを活用することが認められています。

③ 回答方法

対象者（の被保険者）には調査書類を配付いたしますので、ご確認の上、必要事項を記入、必要書類を添付の上、記載された提出期限までに健保組合に提出をお願いします。

※書類不備・未提出者に対しては督促を行います。督促期限までに必要書類の提出が無い場合は、施行規則第 50 条 9 項に従い、「2026 年 1 月 1 日」に遡り、健康保険資格の無効化（資格確認書、保険証等が使用できなくなる）を行います。

（参考）健康保険法施行規則

第50条（資格確認書の検認又は更新等）

保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。（中略）

9 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする。

以上